

# 菊川市中小企業等省エネ設備導入促進事業費補助金 申請要領

## <事業概要>

事業所から排出される温室効果ガスの削減を図るため、省エネ設備導入促進事業を行う中小企業等に対し、予算の範囲内において菊川市中小企業等省エネ設備導入促進事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとします。

本事業は、静岡県中小企業等省エネ設備導入促進事業費補助金（以下「県補助金」という。）の交付決定及び確定を受けた事業者及び経費のうち市内の事業所等の既存の設備を更新したものを対象としており、補助対象者、補助対象期間、補助対象経費等は県補助金に準ずるものとする。

## ■補助対象者

### 以下の要件をすべて満たした事業者であること

- (1) 「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）」第7条第1項に定める特定事業者及び同法第18条第1項に定める特定連鎖化事業者でないこと（市内外に設置する事業所全体での年間エネルギー使用量が原油換算で1,500kL に満たないこと）
- (2) 市税の未納がないこと
- (3) 役職員も含め、暴力団等の反社会的勢力ではなく、また、反社会的勢力との関係を有しないこと
- (4) 政治活動及び宗教活動を主な目的としていないこと
- (5) 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む者でないこと
- (6) 法人税法第2条第5号に定める公共法人でないこと

なお、要綱第2条第3号の中小企業者等の定義は、次の各号の法人及び個人とする。

ア 会社及び個人事業主（次の表に示す資本金又は従業員数のいずれかに該当するものに限る。）

業種分類	資本金	従業員数
製造業、建設業、運輸業その他の業種（下記以外）	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業（一部を除く。）	3億円以下	900人以下
卸売業	1億円以下	100人以下

小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業（下記以外）	5千万円以下	100人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下

- イ 私立学校法に規程する学校法人
- ウ 社会福祉法に規程する医療法人
- エ 医療法に規程する医療法人
- オ 一般社団法人、一般財団法人及び公益社団法人、公益財団法人などの公益法人等
- カ 農事組合法人、農業協同組合、漁業協同組合、森林組合等
- キ 中小企業等協同組合、商店街振興組合、消費生活協同組合などの協同組合等
- ク 特定非営利活動促進法に基づき法人格が付与された特定非営利活動法人

### ■ 補助額・補助率

- 1 事業者あたり補助上限：100万円（補助率 1/6 以内）
  - 2 要綱第3条2項の市長が温室効果ガス排出量の削減効果が特に高いと認める場合の補助上限：150万円（補助率 1/6 以内）
- ※要綱第3条2項の市長が温室効果ガス排出量の削減効果が特に高いと認める場合とは、次に示す要件のうち、1つ以上を満たすこととする。

・CO2削減量が10 t /年を超えること※1
・複数種別を導入すること※2
・自然（ノンフロン）冷媒機器を導入すること

- ※1 省エネ計算は第三者が計算過程を追えることとし、計算の根拠資料も提出すること。電気の二酸化炭素排出係数は、購入先の電気事業者に関わらず0.000457 (t-CO2/kWh)を使用すること。
- ※2 補助対象となる設備等の範囲に示す種別のうち、空調設備、給油設備、照明設備、換気設備、冷凍冷蔵設備、産業用ボイラ、産業用モータ、EMS等、生産過程で使用する機械設備、受変電設備から2種別以上の設備を導入すること。

### ■ 補助対象期間

令和5年5月1日（月）～令和6年1月31日（水）

※上記期間内に、補助対象事業に係る発注・納品・支出すべてが完了していること（クレジットカード決済は引き落とし完了済）。

### ■ 補助対象経費

事業所から排出される温室効果ガスの削減に係る経費であって、県補助金の交付決定及び確定を受けた経費。リース物件も対象とするが、ファイナンスリースのみを対象とする。

種別	細目	内容
空調設備※1	熱源、ポンプ、空調機器等	<p>高効率危機に限る（PAC等トップランナー基準の対象設備はその基準値以上であること）</p> <p>パッケージエアコン（オフィス・店舗用）及びビル用マルチエアコンのうち、2グレード展開されているものは、APFの高いグレードの機種のみを補助対象とする。ただし、同一能力に上位グレードがない場合や既設リニューアル向けに上位グレードがない場合等はこの限りでない。</p> <p>複数のシステムの組み合わせによるものも認める。</p> <p>熱源機器の設置と一体不可分な設備に限る</p>
	ルームエアコン	<p>ルームエアコンは建築研究所のホームページで公開されている冷房効率区分（い）を満たす機種であること。</p> <p><a href="https://www.kenken.go.jp/becc/documents/house/supplement_RAC_EnergyPerformanceDivision.pdf">https://www.kenken.go.jp/becc/documents/house/supplement_RAC_EnergyPerformanceDivision.pdf</a></p>
給湯設備	給湯器	<p>高効率機器に限る（潜熱回収型、ヒートポンプ型等）</p> <p>熱源機器の設置と一体不可分な設備に限る</p>
	ボイラ	<p>高効率機器に限る。更新前よりも熱効率が高いこと</p> <p>熱源機器の設置と一体不可分な設備に限る</p>
照明設備	LED 照明等	<p>高効率機器及び器具に限る（人感センサー、照度センサー等を含む）</p> <p>管球交換不可。非常灯、誘導灯等法定設備にあたるものは補助対象外（併用型も一律補助対象外）</p>
冷凍冷蔵設備	電気冷蔵庫・冷凍庫、冷凍機内蔵型ショーケース等	高効率機器に限る
	省エネ型自然冷媒機器	冷凍冷蔵倉庫、食品製造工場、化学製品製造工場等に用いられる省エネ型自然冷媒機器並びに食品小売業におけるショーケースその他の省エネ型自然冷媒機器
産業用ボイラ	蒸気ボイラ、温水ボイラ	高効率機器に限る
産業用モータ	ポンプ、送風機、圧縮機等	高効率機器に限る

受変電設備	変圧器のみ	第二次トッピング基準を満たす変圧器のみを補助対象とし、機器費及び設置に要する経費（配線工事費を除く）に限る。 （受変電設備に含まれる区分開閉器、断路器、遮断器、保護継電器、計器類、避雷器、コンデンサ、リアクトル、配電盤、電気室・キュービクル筐体等は補助対象外）
EMS 等	BEMS、FEMS、測定機器	運用管理等に必要な部分に限る。※2 導入する場合は別途計画を記載すること。
生産過程で使用する機械設備*		更新により二酸化炭素削減ができるものに限る。（複写機や印刷機等の事務機器等は対象外）

※1 ポンプ制御用インバータ盤も含める。制御機器のみやFCU等の空調機のみ等の熱源機器の更新を伴わない場合や、部品交換、修理等にあたる場合は申請不可とする。

※2 アプリケーションの基本機能、追加機能は省エネルギーに寄与するものとする。

\* 生産過程で使用する機械設備の例

変圧器	業務用厨房機器	砂処理機械
切削加工機	燃焼式工業炉	中子除去装置
研削盤	電気式工業炉	ダイカストマシン
特殊加工機	断熱強化型工業炉	冷凍機
液圧プレス	原材料予熱型工業炉	冷温水機
サーボ駆動式機械プレス	工業炉廃熱回収式燃焼装置	溶解設備
鍛造機	生型造型機	

■ 補助対象とならない主な経費（例）

- 1 建築工事、躯体工事、省エネルギーに直接的に寄与しない設備工事等（電力グラフィックパネル、汎用ソフト、事務用什器、過剰設備、未使用機能、将来拡張用設備、点検口等）
- 2 給排水衛生関係（水栓金具等）
- 3 建物内部から発生する熱負荷を低減するための方策（サーバーのクラウド化等）
- 4 家電に類するもの（ルームエアコン除く）
- 5 スポットクーラー
- 6 太陽光、バイオマス、地熱などの再生可能エネルギー・未利用エネルギーによる設備
- 7 発電設備・蓄電設備
- 8 補助対象と補助対象外のものをつなぐ配線・配管等は補助対象外、もしくは按分処理による。
- 9 設備に関わる消耗品等
- 10 資産計上できない設備等

- 11 防災設備、防犯設備、昇降機設備（エレベータ、エスカレータ）
- 12 運用に係る経費（電力、通信費、分析費、ソフトウェアライセンス維持費等）
- 13 既存機器等の撤去・移設・廃棄・処分費、冷媒ガス処理費等（必ず補助対象外経費に計上すること）
- 14 事業を行うために必要な経費に該当しないオプション品の購入費・工事費  
\* 空調設備におけるオプション品の例：除菌ユニット、加湿ユニット、高性能フィルター、自動昇降グリル など
- 15 予備設備、将来使用予定の設備の購入費・工事費
- 16 事務機器等（複写機、電話機、パソコン等）
- 17 官公庁・電力会社等への申請・届出等に係る経費、本補助金への公募・申請手続きに係る経費、その他各種届出経費等
- 18 その他、本事業の実施に必要な不可欠と認められない諸経費等

### ■ 補助金交付申請期日

令和5年7月24日（月）～令和6年3月12日（火曜日）（消印有効）

上記期間内に必要書類を菊川市商工観光課へメール送信、郵送又は持参してください。

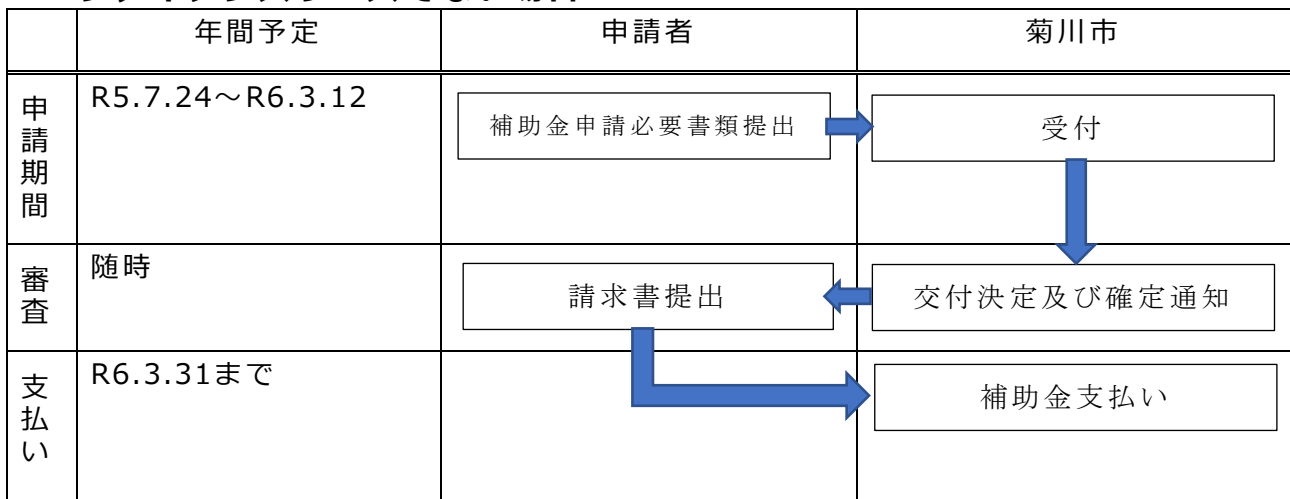
※ 予算の都合により、締め切り前に受付を終了することがあります。

※ 予算上限に達した日の受付分は抽選により決定することとします。

※ 県補助金の実績報告期間の延長に合わせ、交付申請期間が延長となる場合があります。

### ■ 申請の流れ

#### 1 ファイナンスリースでない場合



## 2 ファイナンスリースの場合

ファイナンスリースの場合は、補助金の交付による契約変更の必要があるため、事前申請を要する。（事前申請期限：令和6年2月22日）

設備導入をファイナンスリース契約により行う場合、施設所有者等を代表事業者とし、補助対象設備等の貸付を行う者（以下「リース事業者」という。）を共同申請者とする。

その際、リース料から補助金相当分が減額されていること及び補助事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類の提出を条件とし、補助金の支払いはリース会社に行う。

	年間予定	申請者	菊川市
事前申請	R5.7.24～R6.2.22	事前申請書類提出	書類審査
審査	随時	リース契約変更	事前審査確認書
申請期間	R5.7.24～R6.3.12	補助金申請必要書類提出	受付
審査	随時	請求書提出	交付決定及び確定通知
支払い	R6.3.31まで		補助金支払い ※リース会社に行う。

### ■ 事前申請必要書類（ファイナンスリースの場合のみ）

- 1 リース事業に伴う事前申請書（別添1）
- 2 リース契約書の写し（県補助金確定時点のもの）
- 3 リース計算書（「県補助金及び市補助金ありの場合」及び「県補助金のみの場合」）※様式任意

### ■ 申請必要書類

- 1 補助金交付申請書（様式第1号）
- 2 収支決算書（様式第2号）
- 3 誓約書（様式第3号）
- 4 要綱第5条第3号の市長が必要と認める書類

- (1) 県補助金交付決定通知の写し
- (2) 県補助金交付確定通知の写し
- (3) リースの場合は、リースに関する資料※  
 ※リース契約書の写し（契約変更後）、リース終了後も法定耐用年数まで当該建築物で使用することを証す書類の写し（契約書の特記事項でも可）
- (4) 県補助金に係る一般社団法人静岡県環境資源協会へ提出した書類のうち、次に掲げるものの写し
  - ア 交付申請書
  - イ 温室効果ガス排出削減計画書
  - ウ 省エネ計算シート
  - エ 更新前後の設備状況がわかる書類
  - オ 更新前の設置状況写真及び設置位置図
  - カ 法人の場合は、法人登記事項証明書
  - キ 個人事業主の場合は、住民票の写し
  - ク 建物登記事項証明書
  - ケ 実績報告書
  - コ 事業実績書
  - サ 収支報告書
  - シ 更新後の設置状況写真及び設置位置図
  - ス 工事についての契約書又は発注書・注文請書
  - セ 納品書又は工事完了届
  - ソ 検収書
  - タ 請求書及びその請求内訳書
  - チ 振込受領書等支払を証する書類

### ■ 共同事業者の提出書類

共同事業者の提出書類は下記のとおりとする。

- 1 誓約書（様式第3号）
- 2 県補助金に係る一般社団法人静岡県環境資源協会へ提出した書類のうち、次に掲げるものの写し
  - (1) 法人の場合は、法人登記事項証明書
  - (2) 個人事業主の場合は、住民票の写し

### ■ 各種様式の提出について

- 1 提出方法

菊川市商工観光課へメール送信、郵送又は持参にて提出してください。

提出先 〒439-8650 静岡県菊川市堀之内61番地  
 菊川市商工観光課産業振興係 宛  
 E-mail shoukou@city.kikugawa.shizuoka.jp

## 2 必要書類

申請書類は市ホームページからダウンロードすることができます。ダウンロードできない場合は、商工観光課までご連絡ください。

必要に応じて追加書類の提出及び説明を求めることがあります。また、申請書類の返却はいたしません。

### ■その他

- 1 本補助金の決定後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、本補助金の支給決定を取り消します。この場合、申請者は速やかに補助金を返金することとなります（※加算金の支払いを求める場合あり）。
- 2 書類不備等があり必要書類の提出又は関係書類の補正等に応じない場合や連絡が取れない場合が1週間以上続いたときは不交付決定となります。

<問合せ先> 菊川市商工観光課産業振興係  
(電 話) 0537-35-0936  
(開設期間) 午前8時15分から午後5時00分(土・日・祝日・年末年始  
(12/29~1/3)を除く)



別添 1

リース事業に伴う事前申請書

令和 年 月 日

菊川市長

宛

1 申請者の概要

申請者	法人名又は屋号		
	所在地		
	業種		
	代表者役職		
	氏名		
	電話番号		
	E-Mail		
	担当者		
	役職		
	氏名		
	電話番号		
	E-Mail		
共同申請者 (リース会社)	法人又は屋号		
	事業実施責任者		
	役職		
	氏名		
	電話番号		
事業の実施 場所	実際の補助事業を行った場所		
	事業実施場所住所		
	事業実施場所住所		

2 交付申請額

市補助金 交付申請額	円（補助対象額の6分の1以内）
県補助金 申込枠	（該当する番号に○をつけてください。） 1.通常枠（3分の1以内） 2.特別枠（3分の2以内）

※この用紙と併せて、リース契約書の写し（県補助金確定時点のもの）、リース計画書（「県補助金及び市補助金ありの場合」及び「県補助金のみの場合」）を提出すること。